

の多寡に応じ普通団体は1割引から3割引、学生団体は2割引から5割引程度となっている。

貸切旅客運賃は客車または車室を貸切って使用させることを認めた場合に適用するもので、その運賃は、一般に貸切車の座席定員を基準として定められているが、貸切車を運転する場合には増結手配その他で費用を要するので貸切運賃の最低額を定めている。この最低額は国鉄では50km分とされており、地方鉄道や軌道でもおおむね国鉄に準じて定められているが、営業キロ程の短いものは一定の金額をもって最低額としているものもある。

このほか特殊の旅客（学生生徒・被救護者・身体障害者・戦没者遺族など）であって一定の条件を具備する場合には、その種別に応じて5割以内の旅客運賃の割引を行うものがある。

## 2 手・小荷物運賃制度

手荷物の運送については鉄道運輸規程第36条第1項の規定によって、旅客はその旅行に必要な物品を手荷物として託送することができることを規定している。しかしそれは無制限に託送できるというのではなく、運輸大臣の認可を受けて、その種類・重量または容積を制限するとか、特殊の鉄道や列車では取扱をなくともよいことになっている。また手荷物は原則として旅客と同一の列車で運送することをたてまえとするものであるから、火薬類とかその他の危険品または危害をほかにおよびおそれのあるもの・臭気を発しもしくは不潔なものは託送できないことに定められ、その取扱個数は普通乗車券所持の旅客に対しては1個30kg以内のもの3個まで、普通定期乗車券所持の旅客に対しては、30kg以内のもの1個にかぎられている。運賃は旅客1人について30kgまでは運送距離の遠近にかかわらず115円均一とされているが、30kgを超過した場合には超過重量に対して通常小荷物運賃に相当する額を適用し、これと上記均一運賃との合算額を収受する。

小荷物の運送も旅客列車によることが原則であるが、その運賃制度は手荷物運賃が均一制となっているのに対し、特別扱の新聞紙・同雑誌の運賃を除いては、重量と運送距離についてそれぞれの段階を設け、その段階ごとに定められた運賃を適用する地帯別運賃制度を採用している。

小荷物の運賃は通常小荷物運賃、割増小荷物運賃および特別扱新聞紙・同雑誌運賃（\*小荷物運賃）の3つに大別され、割増小荷物運賃は貴重品・動物・易損品・かさ高品などのような特定の物品に適用され、通常小荷物運賃の5割増、10割増、20割増として計算される。

## 3 貨物運賃制度

鉄道・軌道の貨物運送方法としては、車扱・小口扱・宅扱の3種別がありこの運送方法の種別とともに貨物の種類・貨物の数量・運送距離・適用貨率の5要素が運賃計算のために必要である。これを貨物運賃計算の要素という。

### (1) \*貨物等級

鉄道・軌道で運送される貨物の種類はきわめて多種多様であるが、だいたい類似した条件を具備したものを取りまとめてこれを分類し、その分類ごとに等級を設けている。これを貨物等級という。

現在わが国の鉄道・軌道では車扱貨物のみに貨物等級を適用し、等級の異なるごとに貨率を定めることとしているが、小口扱・宅扱については等級表を設けず貨率をひとしくし、ただとくに軽量な貨物とか危険品などについてはその都合に応じて運賃の割増制度を設けたり、また生活必需品に対して、普通貨率よりも低額な特別貨率を定めて運賃負担の低減をはかる制度も

ある。

車扱貨物等級は普通等級と特別等級とに大別され、普通等級は12等級、特別等級は3等級あわせて15等級に分れている。等級が多ければ多いほど運賃負担の公平を期することができるから合理的な運賃となるが、他面運賃制度を複雑化し取扱上煩雑な手数を要する欠点がある。

### (2) \*貨物貨率

貨物貨率とは貨物運賃計算上の単価であって、貨物運賃そのものではないが運賃計算の重要な要素をなすものである。すなわち貨物貨率は貨物の扱種別・等級・運送距離に応じて定められた単価であって、運賃計算のほかの要素が確定すればこれによって荷主から収受する具体的な運賃を計算できるのである。

現行の貨物貨率は車扱貨率・小口扱貨率および宅扱貨率の3種類となっており、各貨率は発着手数料と区間貨率とから構成されている。発着手数料は主として発着駅の受託および引渡しに関する人件費・物件費を基礎として定められ、区間貨率は主として運送区間の運転費を基礎として定められる。なお各貨率は運送距離に応じ車扱貨物貨率は5km～50km刻み、またその他の貨率は25km～100km刻みの地帯ごとに同一貨率とし、しかも各貨率とも遠距離減額制によることとしている。

### (3) 貨物運賃の計算

鉄道・軌道の貨物運賃を計算する場合の扱種別は、貨物運送規則の定めるところにしたがって、そのうちの1を選定して運送の申込をすることが要件とされる。貨物の等級は、旅客の等級と違って荷主が自由に選択できるものではなく、貨物の種類に応じて鉄道・軌道が一方向的に定めている。運送距離は発着駅間の営業キロ程によることが原則であるが、国鉄では航路について貨物営業キロ程を定めており、また地方鉄道・軌道にも営業キロ程の10割増、20割増等の方法による貨物営業キロ程を設定しているところがあるので、このような鉄道・軌道ではこの計算キロ程による。運賃計算重量は貨物の実重量によることになっているが、車扱貨物については使用貨車の標記荷重トン数によることになっており、ただ減トン扱の定めのある貨物については、貨車の標記荷重トン数から、貨物等級表に定められている減トン数を差し引いたトン数を運賃計算上の最低トン数とし、実重量がこの最低トン数より多いときはその実重量によって運賃を計算する。

貨物運賃計算の重量の単位は、車扱にあつては1t単位とし、1t未満のは数は1tに切上げ、小口扱および宅扱にあつては、30kg未満は30kgに、30kgをこえるものは10kgごとに切上げる。かくてその運賃額が下記の最低額に達しないときは、下記の額を最低運賃として収受する。

#### ア 車 扱

(ア) 運賃計算トン数20t以上 3,000円（貴重品で1級10割増のもの14,000円）

(イ) 運賃計算トン数14～19t 2,500円（貴重品で1級10割増のもの11,000円）

(ウ) 運賃計算トン数13t以下 2,000円（貴重品で1級10割増のもの8,500円）

イ 小口扱 80円

ウ 宅 扱 { 集配付 140円

{ 配達付 110円

貨物運賃の計算は上記の方法によることになっているが、これは国鉄線内相互間またはある地方鉄道・軌道自線内に発着する貨物の運賃計算方であつて、国鉄と地方鉄道・軌道との通し運送、すなわち連絡運輸を行う場合の運賃計算方法としては、